

NPO 法人日本がん検診・診断学会定款施行細則

第 1 条（総則）

特定非営利活動法人日本がん検診・診断学会（以下本会と略す）定款第 11 章第 59 条の規定に基づき、この細則を定める。

第 2 条（権利）

本会の会員は次の権利を有し、または享受する。

- (1) 本会が発行する機関誌の領布を受けること。
- (2) 本会が主催する学術集会、講演会、研究会、講習会等に参加し、あるいは研究発表を行うこと。
- (3) 投稿規定に基づき、機関誌『日本がん検診・診断学会誌』に投稿すること。

第 3 条（役員を選出）

理事長及び副理事長は、定款の定めるところに従って理事会で選出する。

第 4 条（役員の定年）

役員は選出時に満 70 歳をこえない者とする。

第 5 条（運営委員会）

理事会に運営委員会を置き、理事会への提出議案等を検討する。

第 6 条（名誉理事長、名誉会員、功労会員）

定款第 3 章第 6 条に定める会員のほかに、本会の会員であった者の中から理事会の議を経て選ばれた者に次の称号を授与することができる。

- (1) 名誉理事長 本会の発展に著しく貢献し、本会の理事長を務めた者とする。名誉理事長は理事会、総会に出席して意見を述べることができる。但し、議決権は有さない。
- (2) 名誉会員 本会の発展に著しく貢献し、本会の理事・監事あるいは学術集会会長を務めた者などとする。名誉会員は理事会、総会に出席し意見を述べることができる。但し、議決権は有さない。
- (3) 功労会員 本会の発展に著しく貢献し、本会の評議員を務めた者とする。功労会員は総会に出席し、意見を述べるができる。但し、議決権は有さない。

2 本細則制定当初の名誉理事長及び名誉会員は、次の通りとする。

名誉理事長	有賀槐三（故）
名誉理事長	片山仁（故）
名誉理事長	天神美夫（故）
名誉会員	泉雄勝
名誉会員	木戸長一郎

名誉会員	坪井栄孝
名誉会員	山田達哉
名誉会員	澤田淳
名誉会員	高橋睦正
名誉会員	久道茂
名誉会員	岡崎正敏
名誉会員	杉本徹
名誉会員	成毛韶夫（故）

3 名誉理事長、名誉会員、功労会員については会費を免除する。

第7条（評議員）

本会に評議員を置く。

- 2 評議員は評議員会を構成し必要な事項を審議することができる。
- 3 評議員は会費完納の正会員より理事会において選出する。
- 4 評議員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第8条（異動）

会員は、定款第7条第2項に定める入会申込書の記載事項に異動が生じた場合は、速やかに事務局に異動届を提出しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が正当な理由なく会費を連続して3年以上滞納した場合には、その資格を喪失する。

第10条（学術集会の開催）

学術集会は原則として年1回開催する。

- 2 学術集会長は学術集会を主催する。
- 3 学術集会長は理事会で決定する。
- 4 学術集会長は必要に応じて理事会に出席し意見を述べることができる。
- 5 学術集会の実施は「日本がん検診・診断学会学術集会実施要領」による。

第11条（学術企画委員会）

本会に学術企画委員会を置くことができる。

2 本委員会の設置は「日本がん検診・診断学会学術企画委員会規程（定款施行細則第2号）」による。

第12条（学術集会実行委員会）

本会に学術集会実行委員会を置くことができる。

2 本委員会の設置は「日本がん検診・診断学会学術集会実行委員会規程（定款施行細則第3号）」による。

第 13 条（学術集会会長の選考）

学術集会会長の選考は「日本がん検診・診断学会学術集会会長選考内規」による。

第 14 条（委員会）

本会には、次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会 本会の運営全般に関する構想を企画する。
 - (2) 編集委員会 日本がん検診・診断学会誌の編集および発行を担当する。
 - (3) 学術企画委員会 学術企画に関する基本構想を企画する。
 - (4) 学術集会実行委員会 各年度の学術集会の運営を円滑に行う。
 - (5) 精度管理委員会 がん検診・診断の精度管理について検討する。
 - (6) がん検診認定医制度委員会 本会のがん検診認定医制度の維持と運営を担当する。
 - (7) その他、理事会の議決を経て、その事業を行うために必要とする委員会を置くことができる。
- 2 委員会を構成する委員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 委員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 4 前 3 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 15 条（機関誌）

本会は機関誌「日本がん検診・診断学会誌」を刊行する。

第 16 条（がん検診認定医制度）

本会には定款第 2 章第 5 条により、がん検診認定医制度を置く。

- 2 がん検診認定医資格試験の策定、実施及び認定は「日本がん検診・診断学会がん検診認定医制度規程（定款施行細則第 4 号）」及び「日本がん検診・診断学会がん検診認定医講習及び試験施行細則」による。

第 17 条 定款施行細則の修正及び改定

本細則の修正および改定については、理事会の発議により、理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は平成 23 年 8 月 5 日から施行する。